

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成 2 5 事業年度業務実績評価シート

委員名 _____

評価シート目次

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等	評価項目 1	P. 1～P. 2
2 中期計画の定期的な進行管理	評価項目 2	P. 3～P. 4
3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進	評価項目 3	P. 5～P. 7
5 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費及び業務経費 （2）人件費	評価項目 4	P. 8～P. 10
（3）契約の適正化の推進	評価項目 5	P. 11～P. 12
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	評価項目 6	P. 13～P. 17
（2）特定業種退職金共済事業	評価項目 7	P. 18～P. 25
2 サービスの向上 （1）業務処理の簡素化・迅速化	評価項目 8	P. 26～P. 27
（2）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	評価項目 9	P. 28～P. 30
（3）積極的な情報の収集及び活用	評価項目 1 0	P. 31～P. 32
3 加入促進対策の効果的实施	評価項目 1 1	P. 33～P. 43
II 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	評価項目 1 2	P. 44～P. 46
第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理	評価項目 1 3	P. 47～P. 48
2 健全な資産運用等	評価項目 1 4	P. 49～P. 55
II 財産形成促進事業 III 雇用促進融資事業	評価項目 1 5	P. 56～P. 57
第4 その他業務運営に関する事項	評価項目 1 6	P. 58～P. 59
第5 予算、収支計画及び資金計画	評価項目 1 7	P. 60～P. 62
第9 職員の人事に関する計画	評価項目 1 8	P. 63
第1 0 積立金の処分に関する事項		P. 64

		委託の拡大について検討する。	委託の拡大について検討する。	○ 中退共制度が厚生年金基金からの資産移換先となることを受け、効率的かつ合理的に事務処理を行うことができるように、契約申込書の改訂や、事務処理の流れを確立した。 ○ 中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務については、業務内容が確立しつつある中、平成 25 年度は、全体の効率化かつ円滑化を一層進める観点から、作業手順をマニュアル化したうえで、外部委託を行った。これにより、これまで、3 か月ごとに行っていた請求要請業務等を毎月実施することに加え、未請求者へのテレホンアプローチを未請求者がより多く在宅しているものと思われる夕方や休日等を実施可能となり、未請求対策の強化が図られたほか、経費の圧縮にもつながった。			
評価の視点等	評価項目 1 効率的な業務実施体制の確立等	自己評価	A			評価	
		総務部、システム管理部及び建退共本部における組織の見直しを行い、定員の縮減を図ったほか、電子化、外部委託に関する取組みを進めることができた。					
[数値目標]							
[評価の視点]		実績：○ - 建退共事業に係る特別事業についての業務の見直しを行い、業務実施体制の効率化を図った。 - 定員を2名削減した。					
各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。							

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
	2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成 24 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 25 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。 ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 24 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 機構の第三期中期計画、平成 25 事業年度計画、平成 24 事業年度実績報告書、中期目標期間業務実績報告書、厚生労働省・独立行政法人評価委員会（以下「評価委」という。）により取りまとめられ通知された「平成 24 事業年度業務実績の評価結果」及び「中期目標期間の業務実績の最終評価結果」を全員回覧するとともに、平成 25 事業年度実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部等において会議等を開催し、職員の更なる意識改革を図った。 ② 「業務推進委員会」を5回開催し、各事業本部等の平成 24 事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「平成 24 事業年度実績報告書(案)」、「中期目標期間実績報告書（案）」の審議を行い、評価委に報告書を提出した（平成 25 年 6 月 28 日）。 第 1 回 平成 25 年 4 月 22・24 日 各事業本部等の平成 24 事業年度実績報告に基づき審議 第 2 回 平成 25 年 6 月 5 日 平成 24 事業年度実績報告書(案)、中期目標期間実績報告書（案）に基づき審議 第 3 回 平成 25 年 8 月 1・2 日 各事業本部等の平成 25 事業年度第 1・四

評価の視点等	評価項目 2 中期計画の定期的な進行管理	自己評価	B		評価		
		・ 「業務推進委員会」並びに中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」を定期的に開催し、業務の遂行状況の把握・検証を行うとともに、各事業本部等において会議等を開催してその結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。					
	[数値目標] ー						
	[評価の視点] ・ 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。	実績：○ ・ 「業務推進委員会」は5回、中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」は各4回開催し、業務の遂行状況等の把握を行った。					
	・ 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。	実績：○ ・ 「業務推進委員会」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。 また「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極的な加入勧奨を実施した。 なお、中退共事業においては、地域に密着した金融機関、業界団体を通じてフランチャイズ企業、商店街にある企業及び農業従事者の団体に対する加入勧奨依頼を行い、建退共事業においては、都道府県別職業訓練校・工業高等学校に対する制度周知など加入勧奨対策を強化した。					

(評価項目 2)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のⅠの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	3 	

3 情報セキュリティ対策の推進		4 情報セキュリティ対策の推進		4 情報セキュリティ対策の推進		4 情報セキュリティ対策の推進	
政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。		政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施した。 ・最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用。 ・大量のデータを機構のサーバに送りつけ、機構職員が外部と通信できないようにする攻撃を防御するため、サーバの設定を見直した。 ・フィルタリングによるアクセス制御。 ・アクセスログの検証。 ・全役職員への注意喚起。 ・「新入職員及び情報システム管理担当者のセキュリティ研修会」の実施（平成 25 年 6 月 21 日）。 新入職員 12 名、管理担当者 11 名 ・インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施。 平成 25 年 9 月、平成 26 年 3 月実施	
評価の視点等	評価項目 3 内部統制の強化	自己評価	A			評価	
		理事会、幹部会、契約監視委員会及びコンプライアンス推進委員会等の開催により内部統制の強化に努めた。特に、理事長と管理職員との個別面談の時間を延長し、コンプライアンスに係る事項や職場環境についても確認し、問題があればコンプライアンス推進委員会で審議することとし、出された事項について審議した。 また、新たに「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を策定し、ホームページで公表した。					
[数値目標]							

	し、他の団体の取組状況を調査するとともに、顧問弁護士や警察庁にも相談した上で、「反社会的勢力排除に関する取組」を議題に同委員会を平成 25 年 11 月 29 日に開催し、審議した。審議結果を受けて、平成 25 年 12 月 12 日に「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を策定した。	
・ 講じた措置についての公表が適切に行われているか。	実績：○ ・ 契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催し審議概要等をホームページで公表した。 ・ 「随意契約等見直し計画」のフォローアップの結果をホームページで公表した。	
・ 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	実績：○ ・ 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、日々のセキュリティ対策の運用において最新のセキュリティレベルを維持している。	

（評価項目 3）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績
4 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 5%以上の削減を行うこと。 （２）人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資		

		③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。	③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。	③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。 (国からの財政支出額 8,898 百万円、支出予算の総額 780,320 百万円:平成 25 年度予算) さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、90.0 と低い水準に抑えられている。（平成 25 年度貸金構造基本統計調査との比較） (注) 上記については、平成 26 年 6 月末に機構ホームページにおいて公表 その他 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成 24 年 8 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 26 年 3 月に職員退職手当規程を改定し、退職金の基本額の削減を行った(役員退職金規程については、平成 24 年度に改定済みである。)		
評価の視点等	評価項目 4 一般管理費及び業務経費、人件費の節減	自己評価	A			
		・平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については 32.2%、業務経費（新規業務、財形事業及び雇用促進融資事業に係る貸				

	102.6 と高くなっているが、これは、52～59 歳の層で国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。	
・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。	
・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。	

（評価項目 4）

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 5 事業年度計画	平成 2 5 事業年度業務実績		
（３）契約の適正化の推進		（３）契約の適正化の推進		（３）契約の適正化の推進	（３）契約の適正化の推進		
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。		契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。		契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。		
① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。		① 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。		① 締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。	① 「		

・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	実績：○ ・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	
・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	実績：○ ・ 契約監視委員会を3回開催し、平成25年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	

(評価項目 5)

がら検討すること。	縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	<table><tr><th colspan="4">【平成 25 年度計画の対策】</th></tr><tr><td>請求勧奨の対象</td><td>依頼所数</td><td>依頼者数</td><td>手続要請者数</td></tr><tr><td>「被共済者退職届」に住所情報あり（24 年 10 月～25 年 11 月）</td><td>－</td><td>－</td><td>17,402 人</td></tr><tr><td>「被共済者退職届」に住所情報なし（24 年 10 月～25 年 11 月） （※手続要請者は 24 年 10 月～25 年 9 月脱退分）</td><td>2,120 所</td><td>3,282 人</td><td>（※） 574 人</td></tr><tr><td>住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（24 年 10 月～25 年 9 月）</td><td>565 所</td><td>958 人</td><td rowspan="3">849 人</td></tr><tr><td>住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（脱退後 2 年経過直前） （調査票の再発行）</td><td>1,884 所</td><td>2,613 人</td></tr><tr><td></td><td>563 所</td><td>907 人</td></tr><tr><td>退職届の提出が遅れた（対策後）事業所への情報提供依頼により得られた情報を基に手続要請（平成 23 年度脱退）</td><td>574 所</td><td>675 人</td><td></td></tr></table>	【平成 25 年度計画の対策】				請求勧奨の対象	依頼所数	依頼者数	手続要請者数	「被共済者退職届」に住所情報あり（24 年 10 月～25 年 11 月）	－	－	17,402 人	「被共済者退職届」に住所情報なし（24 年 10 月～25 年 11 月） （※手続要請者は 24 年 10 月～25 年 9 月脱退分）	2,120 所	3,282 人	（※） 574 人	住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（24 年 10 月～25 年 9 月）	565 所	958 人	849 人	住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（脱退後 2 年経過直前） （調査票の再発行）	1,884 所	2,613 人		563 所	907 人	退職届の提出が遅れた（対策後）事業所への情報提供依頼により得られた情報を基に手続要請（平成 23 年度脱退）	574 所	675 人	
【平成 25 年度計画の対策】																																	
請求勧奨の対象	依頼所数	依頼者数	手続要請者数																														
「被共済者退職届」に住所情報あり（24 年 10 月～25 年 11 月）	－	－	17,402 人																														
「被共済者退職届」に住所情報なし（24 年 10 月～25 年 11 月） （※手続要請者は 24 年 10 月～25 年 9 月脱退分）	2,120 所	3,282 人	（※） 574 人																														
住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（24 年 10 月～25 年 9 月）	565 所	958 人	849 人																														
住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請（脱退後 2 年経過直前） （調査票の再発行）	1,884 所	2,613 人																															
	563 所	907 人																															
退職届の提出が遅れた（対策後）事業所への情報提供依頼により得られた情報を基に手続要請（平成 23 年度脱退）	574 所	675 人																															

		ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 平成 24 年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 「退職金実態調査」等により未請求対策についての加入者の考えを把握するとともに、これまでの対策の効果の検証のためのデータ整備、統計等に着手し、コストパフォーマンスを考えた対応策の検討を始めた。 なお、今後の対応策のひとつとして、住所把握に向け、「被共済者退職届」に住所の記載のなかった事業所に対する依頼文書を、平成 26 年 6 月より発送することとしている。		
評価の視点等	評価項目 6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組	自己評価	A			
		新たな未請求退職金の発生防止については、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施し、脱退後2年経過後の未請求率を1.59%に縮減することができた。 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対し、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄の住所情報を基に請求手続を要請した。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお				

・ 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	実績：○ ホームページへの年間を通しての掲載及び「中退共だより12号」により周知を実施した。	
・ 調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	実績：○ 「退職金実態調査」の調査項目に「加入通知書」、「加入状況のお知らせ」及び「被共済者退職届」の住所記入欄についての項目を設け、未請求対策についての加入者の考えを把握するとともに、調査回答を踏まえて、これまでの周知に加え「掛金振替結果のお知らせ」に「加入通知書」を従業員に渡す旨を明記することとした。 また、これまでの対策効果の検証のためのデータ整備、統計等に着手し、コストパフォーマンスを考えた対応策の検討を始めた。 なお、今後の対応策のひとつとして、住所把握に向け、「被共済者退職届」に住所の記載のなかった事業所に対する依頼文書を、平成26年6月より発送することとしている。	

（評価項目 6）

	については遅くとも平成 26 年度末以降、年齢階層については遅くとも平成 28 年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成 28 年度のため）の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。		
・長期末更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知	ロ 累積した長期末更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	v) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職	

	求等の手続を取るよう要請する。 v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	求等の手続を取るよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための
--	---	--

評価の視点等	評価項目 7 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	自己評価	B		評価		
		長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を着実に進めることができた。					
	[数値目標] ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。		・ 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、平成24年度末と比較して約27億円増加した。				
	[評価の視点] ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。		実績：○ ・ 新規加入時及び共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、データベース化した。				
	・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。		実績：○ ・ 第3期中期計画に沿って、未登録となっている被共済者の生年月日等の情報の登録を開始した。 ・ 長期未更新者の状況等を集計する統計プログラムを26年度に開発するため、仕様の検討等を行った。				

・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	実績：○ ・ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。	
--	--	--

（評価項目 7）

	退職金等支給に係る処理期間について、各事業本部とも年度計画の目標を達成した。 また、諸手続・事務処理の再点検を行い、ホームページを利用し、加入者が行う手続ができるシステムの開発等の措置を講じた。
[数値目標] - 中退共事業においては、受付から 25 日以内。 - 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。	- 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。 - 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。
[評価の視点] 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	実績：○ - 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成25年度の実績のとりまとめ及び平成26年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 - 中退共ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した（平成 26 年 3 月 31 日）。 - 共済契約者に対し、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について、事務処理の迅速化を図る観点から「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し更なる周知を行った（平成 25 年 7 月 1 日発送）。 - 平成 24 年 5 月の事務所移転時より、旧電話及び FAX 番号から新電話及び FAX 番号へ転送するサービスを実施してきたが、平成 25 年 11 月末日でサービス終了となるため、ホームページ上で周知（平成 25 年 7 月 16 日掲載）するとともに、「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用

組が実施されているか。	・ コールセンターにおいて電話による相談業務を完結できるよう、マニュアルの見直し及び関係部署とヒアリングを行い、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供の充実を図り、より丁寧な対応やサービスの更なる向上に努め、更に、関係部署の職員を対象に業務内容の理解と取次ぎがスムーズに行えるように、オペレーターの電話対応等について講習を行い連携を深めた。	
・ 相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。	実績：○ ・ 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務については、相談業務にかかる正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。	

(評価項目 9)

	26 年 2 月までに調査結果の報告書を作成し、調査結果はホームページで公表した。 ・ 上記「退職金実態調査」の調査結果については、中小企業退職金制度加入企業における退職金制度及び退職金支給の実態を把握するとともに、事務手続き等に対する要望等を調査し、サービス向上及び今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とすることを目的とし公表した。	
--	--	--

(評価項目 10)

	た。これら取組や退職者数の減少などにより、収益の改善につながった。	
・ 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	実績：○ 平成 25 年度決算においては、業務経理への繰入額を予算と比較して 660 百万円（中退共事業 650 百万円、林退共事業 10 百万円）節減した。	

（評価項目 1 3）

